

平成28年度

川内地域一次救急医療運営補助金

評価表

NO.

16

所管部課名	市民健康課	担当者	中園					
事務事業名	救急医療体制支援事業費							
根拠法令	薩摩川内市市民福祉部関係補助金等交付要綱及び川内地域一次救急医療運営補助金交付要領							
補助経過年数	6年以上10年以下							
平成28年度 予算額	国県支出金	一般財源	その他					
	4,498千円	千円	4,498千円					
	その他の内容							
	指標名	目標値	目標年度					
成果指標①	支援医師延べ数	240人	平成33年度					
成果指標②	診察患者数	1,500人	平成33年度					
補助対象者	公益社団法人川内市医師会							
補助対象経費	川内市医師会立市民病院及び済生会川内病院に勤務する医師への夜間勤務時支援体制に従事した川内市医師会会員に要する経費							
補助対象事業・活動の内容	川内市医師会が行う川内市医師会立市民病院及び済生会川内病院に勤務する医師への夜間勤務時支援体制である一次救急医療支援体制							
	分類	<input checked="" type="checkbox"/> 運営補助のみ <input type="checkbox"/> 事業補助のみ <input type="checkbox"/> 運営補助と事業補助の両方 <input type="checkbox"/> その他						
補助金額又は補助率	川内市医師会立市民病院又は済生会川内病院に勤務する医師への夜間勤務時支援体制に従事した川内市医師会会員に要する経費の2分の1に相当する額							
上記項目の積算方法	【人件費相当補助金額】35,000円×257人×1/2=4,497,500円							
補助を 受ける 事業 (団体) 等の 決算 状況	項目	平成25年度		平成26年度		平成27年度		
		金額(円)	割合(%)	金額(円)	割合(%)	金額(円)	割合(%)	
	収入	自己資金	4,130,000	50.0%	4,270,000	50.0%	4,095,000	50.0%
		会費収入		0.0%		0.0%		0.0%
		事業収入	4,130,000	50.0%	4,270,000	50.0%	4,095,000	50.0%
		寄付金・その他助成		0.0%		0.0%		0.0%
		市補助金	4,130,000	50.0%	4,270,000	50.0%	4,095,000	50.0%
		(前年度繰越金)		0.0%		0.0%		0.0%
		計	8,260,000	100.0%	8,540,000	100.0%	8,190,000	100.0%
	支出	事業費	8,260,000	100.0%	8,540,000	100.0%	8,190,000	100.0%
		人件費		0.0%		0.0%		0.0%
		その他事務費		0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
		(翌年度繰越金)		0.0%		0.0%		0.0%
		計	8,260,000	100.0%	8,540,000	100.0%	8,190,000	100.0%
	支出計/前年度支出計				103.4%		95.9%	
自己資金/前年度自己資金				103.4%		95.9%		
翌年度繰越金/市補助金			0.0%		0.0%	0.0%		
交付件数		1件		1件		1件		
成果指標の推移①		236人		244人		234人		
成果指標の推移②		1,674人		1,673人		1,514人		
特記すべき事項等	<p>【前回評価】平成25年度「現状のまま継続」一次救急医療が二次救急医療の支障となっている実態が現在も続いているのか、チェックする必要がある。</p> <p>【前回評価への回答】コンビニ受診の増加が二次救急医療の支障となっており、一次救急医療体制の支援が引き続き必要である。</p> <p>【事業のPR方法】市広報紙掲載及び啓発用チラシの全戸配布</p> <p>【費用対効果】救急医療体制の確保及び医師の負担軽減</p> <p>【補助事業以外の事業】小児救急医療、川内看護専門学校経営、在宅療養に関する相談、北薩地域産業保健センター事業等</p>							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	当該事業により、川内市医師会立市民病院及び済生会川内病院における二次救急医療（入院や手術などを必要とする救急患者に対する医療）が確保され、市民の福祉向上に寄与している。
必要性	次のいずれかに該当するものである。	A	①に該当。 軽症患者の休日・夜間の救急医療機関への受診、いわゆるコンビニ受診等の増加により、救急医療に携わる医師の精神的・肉体的負担が増大しており、当該事業により負担軽減を図る必要がある。
	① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。		
	② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。		
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	支援医師により年間1,500人を超える一次救急医療患者の診察が行われ、川内市医師会立市民病院及び済生会川内病院が本来担うべき二次救急医療が確保されている。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	本市の中核的な医療機能を有する川内市医師会立市民病院及び済生会川内病院で実施されるべき事業である。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	B	人件費相当補助基準額については交付要領第4条で35,000円としており、本市が定めている医師に対する報償費の上限内に設定している。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられるなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	C	補助事業者においても、市民に対し救急業務や救急医療に対する理解と認識を深めるため、適正受診の呼びかけを行っており、本市においても救急医療体制の運営を支援する必要がある。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	A	補助事業者による在宅当番医制や病院群輪番制が実施され、本市の救急医療体制が維持されており、公益性が十分認められる。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も適当な政策手段であると明確に認められる。	A	地方の医師不足や専門科医偏在により、医師確保が難しい現段階においては、当該事業への財政的支援が最善の手段である。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	B	交付要領第4条に、支援医師数に応じた補助であることを明確に規定しており、地域医療体制の確保に資するものである。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	≪今後の改革の方向性≫ ■現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 他の補助金と統合 <input type="checkbox"/> 補助内容の改善 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止	外部評価結果	≪視点別評価≫ 公益性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 必要性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 有効性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 適格性・妥当性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い
	≪上記方向の理由≫ 公益性、必要性、有効性、適格性及び妥当性の結果から総合的に判断した。		≪今後の改革の方向性≫ <input type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒今後の方向 <input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 他の補助金と統合 <input type="checkbox"/> 補助内容の改善 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止
	≪改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画≫		≪まとめ≫

川内地域一次救急医療運営補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）に規定された事項を実施するため、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき薩摩川内市民福祉部関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第99号）第2条の表に掲げる川内地域一次救急医療運営補助金に関して必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 川内地域一次救急医療運営補助金に係る補助事業等は、川内地域における一次救急医療の円滑な運営及び体制の確保に資するものでなければならない。

(補助金の額)

第3条 川内地域一次救急医療運営補助金の額は、次条に定める補助対象経費の2分の1に相当する額とする。

(補助対象経費)

第4条 川内地域一次救急医療運営補助金は、川内市医師会立市民病院及び済生会川内病院に勤務する医師への夜間勤務時支援体制に従事した川内市医師会会員に要する経費のうち、人件費相当補助基準額35,000円/人・日について交付する。

(交付の申請)

第5条 川内地域一次救急医療運営補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、毎年5月末日とする。

2 川内地域一次救急医療運営補助金の交付の申請に係る規則第5条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 一次救急医療支援体制実施計画調書(様式第1号)
- (2) 一次救急医療支援体制対象経費支出予定額積算書(様式第2号)
- (3) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(交付の基準)

第6条 川内地域一次救急医療運営補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、川内地域一次救急医療運営補助金を交付することが適当でないと認められる場合

(実績報告)

第7条 川内地域一次救急医療運営補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当該補助事業等の公益性、必要性、効果等について当該補助事業者等が自ら行った評価に関する書類
- (2) 一次救急医療支援体制実施状況調書(様式第1号)
- (3) 一次救急医療支援体制対象経費支出済額精算書(様式第2号)

(4) 前3号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(効果の測定)

第8条 川内地域一次救急医療運営補助金の交付に対する効果（条例第4条第2項第1号の効果をいう。）は、次の各号に掲げる指標を用いて測定するものとする。

(1) 支援医師延べ数

(2) 診察患者数

(補助事業者等の責務)

第9条 川内地域一次救急医療運営補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市における一次救急医療施策の円滑な実施と維持及び存続に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市民福祉部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年10月1日から施行する。